発 議	平成2	9年 7月	25日	保存年限	永年・10 年	丰・5 年・3 年・	1年・()
決 裁	平成	年 月	日	k= ±0 /// - 100		□全部 □一部	□時限)
施行	平成	年 月	日	情報管理	口升用小	(非開示解除	,
町長	副町長	課長	主幹	係 長	係	合	議
0	()						
	冒目	1 話	発	信 報	出 告	書	
発信	日 時	平成29	年 7月	124日 (月	1) 午後 6	6時30分	
受 信	者 名	鶴雅観光	開発(株	()			
発信	者名	総務課長	小林	俊也			
次のとおり、電話を発信したので報告します。							
件名	1 旧湯里	里 団地公営	住宅敷地	也について			
た日(18日)町に伺った後に、振興局へ立ち寄り、寮の建設にあたり問題点はないか確認してきました。 確認したところ、計画では合同会社が建設し、鶴雅観光が賃貸を受けることで合意書を交わしていますが、特定公園内で、第3者へ貸し出しはできず、貸し出す場合は、公道より既施設から、20メートル奥に建てなければならないということです。20メートル奥となると、崖になっており、現在計画している共同住宅では、建設が難しい状況となります。現在、社内で鶴雅観光で直接建設できないか、検討、調整中です。目処がつきましたら、再度連絡します。							
対応結り 又は今後 の 処 む							